

ひとり親家庭の福祉のしおり

新座市役所本庁舎2階
こども安全課
TEL. 048-477-1548

ひとり親家庭の自立に関する相談
毎週月～金（祝日除く）
午前9時15分～正午/午後1時～午後4時30分まで

ひとり親自立支援

～こども安全課～
TEL. 048-477-1548



ひとり親自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の母又は父の自立・就労に向けた支援を行うため、専門の相談員による相談を実施します。個々の就労希望や状況に応じた自立支援計画をつくり、必要に応じて公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかな就業・自立支援を行います。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な資格取得のために指定された教育訓練講座を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給します。

事前相談・申請が必要です。※受給要件あり。

○対象者/20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父

○対象講座に要した受講料の60%相当額（上限20万円）



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が、経済的な自立に効果的な資格取得のために6月以上養成機関で修業する場合に、生活費を援助する制度です。

事前相談・申請が必要です。※受給要件、所得制限あり。



・高等職業訓練促進給付金（上限4年）

○対象者/20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父

○対象資格/看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、美容師、作業療法士、その他市長が適当と認める資格

課税状況	手当額（月額）	最終学年1年間のみ
住民税課税世帯	70,500円	110,500円
住民税非課税世帯	100,000円	140,000円

・高等職業訓練修了支援給付金

課税状況	手当額（月額）
住民税課税世帯	25,000円
住民税非課税世帯	50,000円

※高等職業訓練修了支援給付金は課税対象の所得になります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格を取得するひとり親家庭の親に対し、貸付を行います。

○対象者/20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父

○入学準備金（上限50万円）

○就職準備金（上限20万円）

※一定の条件を満たすと返済免除となります。

埼玉県社会福祉協議会 TEL. 048-824-3370



就労してステップアップ！
今のうちに資格を取得！



手当・助成

～こども支援課～
（本庁舎2階）



児童手当

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する方に支給されます。

児童手当担当 TEL. 048-477-2737

児童の年齢	手当額（月額）
3歳未満（第一子・第二子）	15,000円
3歳から高校生年代まで（第一子・第二子）	10,000円
0歳から高校生年代まで（第三子以降）	30,000円



児童扶養手当

18歳到達後の最初の年度末まで（一定以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親等に支給します。

※受給要件、所得制限あり。

（令和8年4月分から）

児童の人数	全部支給（月額）	一部支給（月額・所得額に応じて決定します。）
1人	48,050円	48,040円～11,340円
2人以上	11,350円加算	11,340円～5,680円加算



ひとり親家庭等医療費

18歳到達後の最初の年度末まで（一定以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等に係る医療費（保険診療の一部負担金）を助成します。

※受給要件、所得制限あり。

JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の受給世帯員がJR通勤定期券を購入する場合、3割引になります。

児童扶養手当・ひとり親医療担当 TEL. 048-424-9619

こどもの相談

家庭児童相談室

こどもの子育てに関わる相談に応じます。

こども安全課（本庁舎2階） TEL. 048-477-2865



新座市保健センター

健康に関する相談に応じます。 TEL. 048-481-2211

新座市児童発達支援センター「アシタエール」

こどもの発達や成長に関しての様々な相談に応じます。

TEL. 048-485-9783

（県）朝霞児童相談所

こどもの養育、虐待、非行に関する相談に応じます。

TEL. 048-465-4152

こどもの預け先

新座市ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてほしい方と育児の援助ができる方をつないでサポートします。

《対象児童》

○生後2か月から小学校6年生まで

こども支援課（本庁舎2階） TEL. 048-424-8277



～保育課～

（本庁舎2階）
TEL. 048-477-2779



保育園

新座市には未就学児のこどもを預かる施設として、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業、家庭保育室があります。

一時預かり保育

一時的に保育が必要になる場合に利用できます。

※園により異なります。

病後児保育

市内在住又は在園、在学の小学校3年生までの児童で、病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情により家庭で保育できない場合に利用できます。

《実施園》※申込は実施園へ直接

○すこやか保育園（8か月から）

法律相談・養育費・親子交流

法テラス

トラブル解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようご案内します。

弁護士相談：1 回 3 0 分

1 つの問題につき 3 回まで無料

TEL. 0570-078374



（県）西部母子・父子福祉センター

無料弁護士相談・各種相談・養育費《予約制》

TEL. 049-283-7991

弁護士による法律相談

法的トラブルについて、弁護士が相談をお受けします。

1 回 3 0 分《予約制》

地域活動推進課（本庁舎 3 階） TEL. 048-477-1583

養育費・親子交流相談支援センター

こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流に関する当事者からの相談に応じています。

電話相談や面接による相談を行っています。

電話相談 TEL. 03-3980-4108

メール相談 info@youkuhi.or.jp

（公財）埼玉県ひとり親福祉連合会

（県からの事業認定団体）

ひとり親家庭への交流、相談支援、離婚につ

いての法律相談を受け付けています。

パソコン教室開催、会報紙発行などの活動も

しています。

埼玉県浦和合同庁舎内 TEL. 048-822-1951



住宅相談

（県）住まい安心支援ネットワーク

住まい探しをサポートする制度です。

あんしん賃貸住まいサポート店リスト

掲載店に訪問又はお電話ください。



県営住宅の募集

募集は年 4 回（1 月・4 月・7 月・1 0 月）です。

埼玉県住宅供給公社

県営住宅課 TEL. 048-829-2875

住まい相談プラザ TEL. 048-658-3017

※建築審査課（本庁舎 3 階）、公民館、

コミュニティーセンター等に申込書あり。



生活相談

福祉相談室

福祉に関する困りごとや離婚等の相談を受け止め、適切な

部署や支援におつなぎします。毎週月～金《平日のみ》

福祉相談室（本庁舎 2 階） TEL. 048-477-1835

新座市配偶者暴力相談支援センター

配偶者やパートナーからの暴力の相談に応じます。

TEL. 048-485-8672

（県）男女共同参画推進センター

With You さいたま

さまざまな悩みを抱える方から相談を

受けてワンストップで必要な支援へつな

げます。（秘密厳守）

電話、面接、インターネットによる相談を行っています。

さまざまな悩み相談 TEL. 048-600-3800

DV に関する相談 TEL. 048-600-3700



がいこくじんそうごうそうだんせんたーさいたま

外国人総合相談センター埼玉

専門家（せんもんか）が入管（にゅうかん）や労働（ろう

どう）、法律（ほうりつ）についての専門相談（せんもん

そうだん）におこたえます。TEL. 048-833-3296

生活の応援

遺族年金

亡くなった方によって生計を維持されていた配偶者や

こどもに、亡くなった方が加入していた年金制度から

遺族年金が支給されます。

※受給要件・所得制限あり。

日本年金機構ねんきんダイヤル

（支給額など） TEL. 0570-05-1165

国保年金課・国民年金係（本庁舎 1 階）TEL. 048-424-9612

国民年金保険料の免除

未婚のひとり親・寡婦で前年所得が基準額以下の場合、

国民年金保険料の免除申請ができます。

国保年金課・国民年金係（本庁舎 1 階）TEL. 048-424-9612

税法上の優遇措置

○所得税や住民税（市・県民税）のひとり親控除。

課税課（本庁舎 2 階）TEL. 048-423-9200

○マル優（少額貯蓄非課税制度）の適用。

※受給要件あり。

詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

貸付

（県）母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で 2 0 歳未満の子を扶養

している方並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養してい

るお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しす

る制度です。貸付には一定の要件があります。

申請から資金交付まで 1 ～ 2 か月程度かかります。

詳細は、西部福祉事務所にお問い合わせください。

《貸付の種類》

○就学支度・修学・修業（原則無利子）

○就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・

事業開始・事業継続・結婚

（無利子又は年利 1. 0 %）

西部福祉事務所 TEL. 049-283-6780

※西部福祉事務所には、母子・父子自立

支援員があり、母子及び父子並びに寡婦

福祉資金に関することをはじめ、各種の

生活相談に応じます。

お気軽にご相談ください。



仕事を応援

ハローワーク朝霞

就職までのステップに合わせてサービスを提供しています。

就職活動に関することは何でもご相談に応じます。

オンラインによる職業相談を行っています。《完全予約制》

TEL. 048-463-2233

ハローワークプラザ所沢マザーズコーナー

子育てと両立しやすい仕事情報の提供、担当者制・予約

制による継続的な個別支援をしています。

キッズコーナーあり。

TEL. 04-2993-5334

新座市ふるさとハローワーク

職業相談員による職業相談や職業紹介を行っています。

本庁舎 3 階 TEL. 048-477-1859

就業相談

就職及び就業支援、求職中の方の復職支援等、専門の

キャリアカウンセラーがお話を伺います。

毎月第 3 木曜日《予約制》

産業振興課（本庁舎 3 階） TEL. 048-477-6346

学費の相談

就学援助制度

学務課（第二庁舎 2 階）

TEL. 048-477-6869



新座市入学準備金

奨学金利子補給金交付制度

高校や大学等の入学・進学のために、対象機関から

教育資金を借り入れた方に対し、前年度に支払った

返済利子の一部又は全部を補給します。

※受給要件、限度額あり

学務課（第二庁舎 2 階）

TEL. 048-477-6869

高等学校等就学支援金制度

高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費

負担を軽減する制度です。

進学先の学校から案内があります。

詳細は、学校にお問合せください。

進学前に申し込める修学支援制度

埼玉県高等学校等奨学金制度

中学 3 年時に申請すると高等学校等への

進学前に借り入れが可能です。在学する

中学校（進学後は進学先の高等学校等）

から申請の案内を受けてください。

生徒本人が必ず返還しなければならない

貸与型奨学金です。

埼玉県教育局教育総務部財務課授業料・奨学金担当

TEL. 048-711-7012（コールセンター）



日本学生支援機構

経済的理由で修学が困難な優れた学生等に

学費の貸与及び給付を行っています。

詳細は、在学中の高校または進学先の

大学等にお問い合わせください。



（一財）あしなが育英会

奨学金によって遺児や親が障がいのある家庭のこどもの

学業を応援しています。

TEL. 03-3221-0888

（公財）交通遺児育英会

奨学課

TEL. 03-3556-0773（直通）

TEL. 0120-521286（フリーダイヤル）

